

## 生鮮食品に栄養成分表示をする場合、決められたルールがあります



### 食品表示法施行（平成27年4月1日）

#### 【法律の目的】

- ★食品を摂取する際の**安全性の確保**及び**自主的かつ合理的な食品の選択の機会を確保**すること。
- ★消費者の利益の増進を図り、国民の健康の保護・増進、食品の生産・流通の円滑化、消費者の需要に即した食品の生産振興に寄与すること。

農産物・畜産物・水産物・玄米及び精米などの生鮮食品に、栄養成分表示を行う場合、食品表示基準を守りましょう。

### 生鮮食品への栄養成分表示は任意表示です

生鮮食品に栄養成分を表示することは義務ではありません。しかし、以下の場合には食品表示基準に規定された方法で表示する必要があります。

- ・栄養成分(ビタミンC等)を単に表示する場合
- ・栄養成分が含まれている旨(「ビタミンC含有」等)を表示する場合
- ・栄養成分が多い等の表示(「ビタミンCたっぷり」等)を行う場合

#### 【栄養表示の対象となる表示媒体】

一般用生鮮食品で栄養表示についての食品表示基準の適用対象となる表示媒体は、販売される食品の容器包装です。店頭で表示されるポップ、ポスターなど、食品の容器包装以外のものに栄養表示する場合は適用されません。ただし、健康増進法や景品表示法等はポップやポスターなども適用対象です。

### 食品表示基準を守りましょう

食品関連事業者は、食品表示法に基づき、法令を遵守する義務があります。表示事項を遵守しない場合は、行政指導や行政処分の対象となります。

### 経過措置期間は終了しています

平成28年10月1日以降に販売される生鮮食品は、旧基準での表示ができません。表示の切替えが済んでいることを確認してください。（加工食品は令和2年3月31日まで）

### 見ておきたい根拠法令

- 【食品表示法】、【食品表示基準】
- 【食品表示基準について】
- 【食品表示基準Q&Aについて】
- 【「食品表示法に基づく栄養成分表示のためのガイドライン」】

※根拠法令やガイドラインをお読みいただき、表示を行ってください。

# 「栄養表示をしようとする」場合の表示について

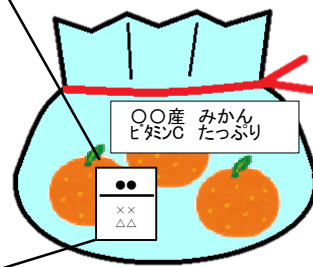
容器包装に、以下のA～Dの表示例のような文言等を記載する場合には、**「栄養成分表示」が必要**です。

## 共通表示事項

【基本5項目】

- ①熱量 ②たんぱく質 ③脂質  
④炭水化物 ⑤食塩相当量  
(ナトリウムだけの表記は不可)  
を順番に表示する必要があります。

栄養成分表示	
●●当たり	
熱量	○ kcal
たんぱく質	△▲ g
脂質	□□ g
炭水化物	◆◆ g
食塩相当量	★ g
ビタミンC	☆ mg
β-カロテン	■ mg



## A プロテイン大豆

たんぱく質は体を作る栄養素です。等 (基本5項目に関する文言)

上記の共通表示事項【基本5項目】を表示する。

## C 高たんぱく質・低脂肪 ビタミンC たっぷり 食物繊維を含む 等

(「食品表示基準に規定する栄養成分」)

栄養強調表示に該当する。

【基本5項目】  
+ 【当該栄養成分※】  
を枠内に表示する。

当該栄養成分の含有量が一定の基準以上(又は未満)であることが必要。

※「合理的な推定による表示値の設定」はできません。

## B ビタミンC、食物繊維 等

(基本5項目以外の「食品表示基準に規定する栄養成分」一覧)

熱量(エネルギー)  
たんぱく質  
脂質  
-飽和脂肪酸  
-n-3系脂肪酸  
-n-6系脂肪酸  
コレステロール  
炭水化物  
-糖質  
-糖類  
-食物繊維

【基本5項目】  
+ 【当該栄養成分】  
を枠内に表示する。

### 【ビタミン類】

ナイアシン ビタミンC  
パントテン酸 ビタミンD  
ピコチン ビタミンE  
ビタミンA ビタミンK  
ビタミンB<sub>1</sub> 葉酸  
ビタミンB<sub>2</sub>  
ビタミンB<sub>6</sub>  
ビタミンB<sub>12</sub>

### 【ミネラル類】

亜鉛 マグネシウム  
カルシウム マンガン  
カルシウム モリブデン  
クロム 珪素  
セレン リン  
鉄  
銅  
ナトリウム(食塩相当量で表示)

【高い旨】…「高」「豊富」「多」「たっぷり」  
【含む旨】…「源」「供給」「入り」「添加」  
【強調された旨】…「〇%強化」「増」

【含まない旨】…「無」「ゼロ」「フリー」  
【低い旨】…「低」「控えめ」「少」「ライト」  
【低減された旨】…「〇%減」「オフ」

食物繊維 たっぷり

ポリフェノール

## D DHA、オリゴ糖、アミノ酸、β-カロテン 等

(「食品表示基準に規定する栄養成分」の種類である栄養成分、構成成分、前駆体等)

【基本5項目】を表示する。  
【当該成分】は枠外にするなどして区別して表示することができる。

## ポリフェノール、グルコサミン 等

(「食品表示基準に規定する栄養成分」以外の成分)

栄養成分表示をしないことも可能。  
【基本5項目】+【当該成分】(枠外にするなど区別)で表示することもできる。

## 注意!

- ◆ビタミンCなどの「食品表示基準に規定する栄養成分」を**強調表示**する場合、栄養成分の量は、食品表示基準で規定された方法によって得なければなりません。
- ◆栄養成分の量は、一定の値(○g)又は下限値及び上限値(▲g~▽g)による表示が可能です。ただし、強調表示する場合は、下限値及び上限値で示された範囲が、食品表示基準で定める基準値以上又は未満でなければなりません。

根拠法令をホームページ等で**ご確認いただいた上**で、ご不明な点は、所在地の福祉保健センターにお尋ねください。

【問合せ先】 所在区の福祉保健センター 福祉保健課 健康づくり係 栄養士へ

<http://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kenko-iryu/hokenjo/shi-hokenjo/about.html#S01>